5．霧島市景観計画策定体制

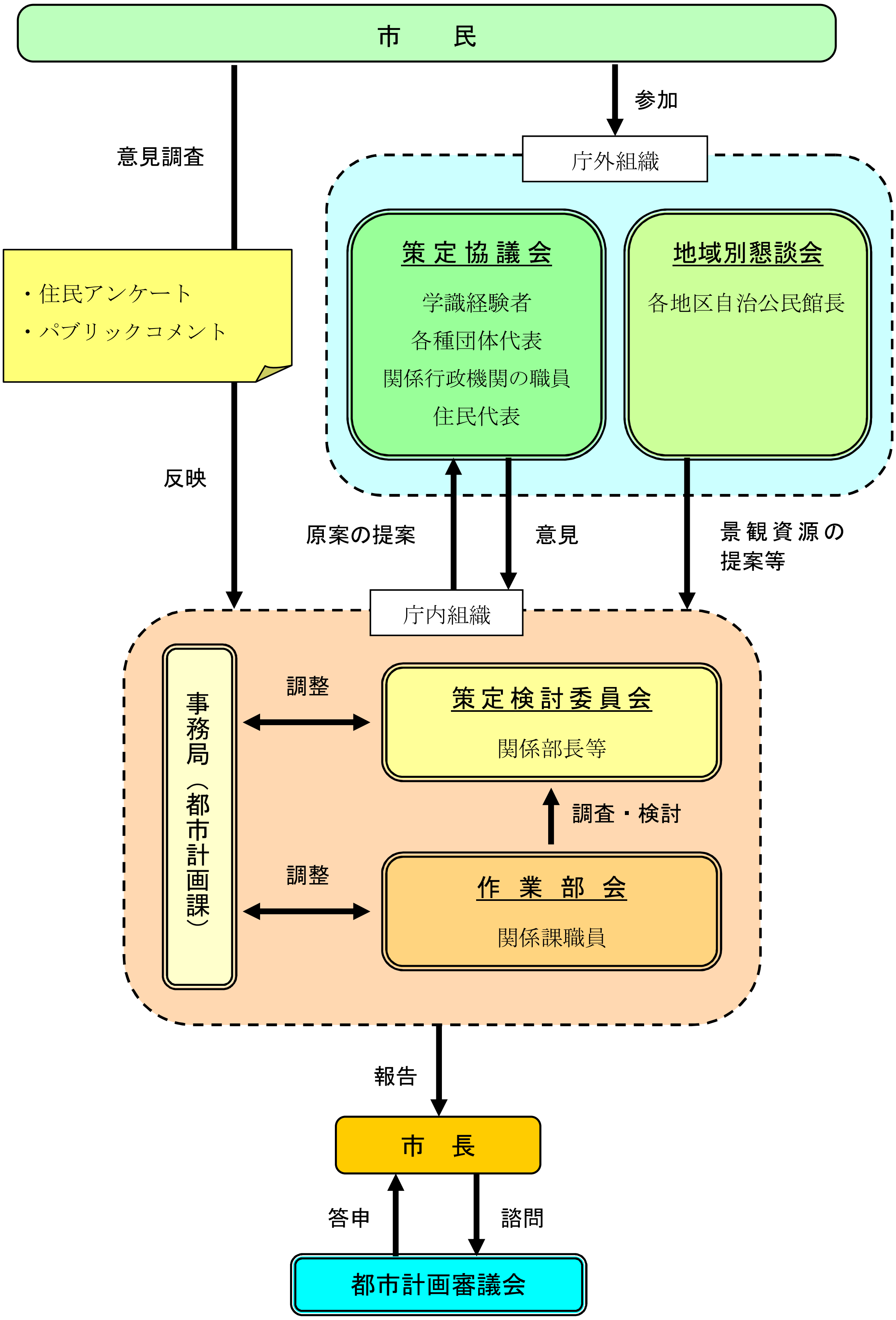

６．霧島市景観計画策定協議会設置要綱

（設置）

第１条　景観法（平成 16 年法律第 110 号）第８条に規定する景観計画の策定に関し必要な事項を審議するため、霧島市景観計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）景観計画の策定に関する事項

（２）その他良好な景観の形成に関し必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、委員 12 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）各種団体代表

（３）関係行政機関の職員

（４）住民代表

（５）その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から景観計画策定業務完了時までとする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この告示は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附　則

この告示は、平成 24 年４月１日から施行する。

7．霧島市景観計画策定協議会委員名簿

区　分	役職名等	委　員　名	備　考
学識経験者	第一工業大学教授	石田尾　博夫	会長
	鹿児島工業高等専門学校 准教授	岡松　道雄	副会長
各種団体代表	社団法人鹿児島県建築士会 霧島・姶良支部支部長	後平　義寛	
	霧島市観光協会会長	徳重　克彦	
関係行政機関の職員	鹿児島県姶良・伊佐地域振興局 総務企画部総務企画課長	松下　秀典	
住民代表	霧島市地域審議会委員 （国分地区）	吉満　伸一	
	霧島市地域審議会委員 （隼人地区）	坂口　義弘	
	霧島市地域審議会委員 （溝辺地区）	宗像　アキエ	
	霧島市地域審議会委員 （横川地区）	山下　弘文	
	霧島市地域審議会委員 （牧園地区）	吉福　了子	
	霧島市地域審議会委員 （霧島地区）	上村　由紀子	
	霧島市地域審議会委員 （福山地区）	樋渡　明	

８．霧島市景観計画庁内検討組織構成員一覧

部等名	策定検討委員会		作業部会		
	職　名	区　分	課　名	職　名	区　分
建設部	建設部長	委員長	都市計画課	都市計画第２グループ長	部会長
			建設政策課	政策グループ長	部会員
			建築指導課	建築指導グループ長	〃
企画部	企画部長	委員	企画政策課	企画政策グループ長	〃
生活環境部	生活環境部長	〃	環境衛生課	生活環境政策グループ長	〃
農林水産部	農林水産部長	〃	農林水産政策課	政策グループ長	〃
商工観光部	商工観光部長	〃	商工振興課	商工観光政策グループ長	〃
			観光課	観光地づくり・国立公園グループ長	〃
教育部	教育部長	〃	文化振興課	文化財グループ長	〃
総務部	－	－	隼人地域振興課	地域振興グループ長	〃
溝辺総合支所	溝辺総合支所長	〃	地域振興課	地域振興グループ長	〃
横川総合支所	横川総合支所長	〃	地域振興課	地域振興グループ長	〃
牧園総合支所	牧園総合支所長	〃	地域振興課	地域振興グループ長	〃
霧島総合支所	霧島総合支所長	〃	地域振興課	地域振興グループ長	〃
福山総合支所	福山総合支所長	〃	地域振興課	地域振興グループ長	〃

９．霧島市景観計画策定経過

時　期	内　容
平成 22 年 10 月 6 日 ～10 月 20 日	○市民アンケート実施 ・調査対象：20 歳以上の市民 3,000 人 ・実施方法：郵送により調査票を配布・回収
11 月 19 日	○地域別懇談会（福山地域） ・景観ガイドマップの作成
11 月 25 日	○第 1 回霧島市景観計画策定検討委員会作業部会 ・景観法と景観計画について ・霧島市固有の景観特性の整理
11 月 26 日	○地域別懇談会（国分地域） ・景観ガイドマップの作成
	○地域別懇談会（横川地域） ・景観ガイドマップの作成
	○地域別懇談会（牧園地域） ・景観ガイドマップの作成
	○地域別懇談会（霧島地域） ・景観ガイドマップの作成
12 月 2 日	○地域別懇談会（隼人地域） ・景観ガイドマップの作成
12 月 3 日	○地域別懇談会（溝辺地域） ・景観ガイドマップの作成
12 月 22 日	○第 1 回霧島市景観計画策定検討委員会 ・景観法と景観計画の概要について ・策定スケジュールについて ・霧島市の景観概況について
平成 23 年 1 月 20 日	○第 1 回霧島市景観計画策定協議会 ・景観法と景観計画の概要について ・策定スケジュールについて ・霧島市の景観概況について
2 月 10 日	○第 2 回霧島市景観計画策定検討委員会作業部会 ・景観形成方針について
2 月 21 日	○第 2 回霧島市景観計画策定検討委員会 ・霧島市の景観特性について

時　期	内　容
	・景観形成に関する基本方針について
3 月 17 日	○第 2 回霧島市景観計画策定協議会 ・霧島市の景観特性について ・景観形成に関する基本方針について
5 月 12 日	○第 3 回霧島市景観計画策定検討委員会作業部会 ・景観形成基準について
6 月 8 日	○第 3 回霧島市景観計画策定検討委員会 ・景観計画策定に係るこれまでの経過について ・景観計画における規制・誘導（案）について
7 月 20 日 ～10 月 31 日	○景観写真・絵画募集 ・市内の風景、まちなみを収めた写真や絵画を募集
7 月 27 日	○第 3 回霧島市景観計画策定協議会 ・景観計画における規制・誘導（案）について
8 月 4 日	○第 4 回霧島市景観計画策定検討委員会作業部会 ・景観計画素案について ・庁内連携体制について
8 月 9 日	○第 4 回霧島市景観計画策定検討委員会 ・景観計画素案について ・景観条例について
8 月 22 日	○第 4 回霧島市景観計画策定協議会 ・景観計画の素案について
8 月 29 日 ～9 月 27 日	○パブリックコメント実施 ・本庁・各総合支所等への計画案の設置、市ホームページへの掲載により意見募集
10 月 5 日	○第 5 回霧島市景観計画策定検討委員会 ・景観計画（案）について ・景観条例（案）について
10 月 24 日	○霧島市行政経営会議 ・霧島市景観計画（案）について
10 月 26 日	○霧島市都市計画審議会 ・諮問第 1 号　霧島市景観計画（案）について
11 月 17 日	○第 5 回霧島市景観計画策定協議会 ・景観計画（案）について

１０．霧島市景観計画改定理由

近年、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの普及が急速に進む中、大規模な太陽光設備の設置増加が、霧島市の良好な景観形成に影響を及ぼすことが懸念されたことから、設置者に対し景観に配慮して頂くよう具体的な基準を設けようとする目的で改定されました。

１１．霧島市景観計画改定経過

時　期	内　容
平成 28 年 7 月 29 日	○第１回霧島市景観審議会 ・景観計画の改定理由について
9 月 15 日	○パブリックコメント実施 ・本庁、各総合支所等に改定案の設置、ホームページへの掲載により意見募集
11 月 1 日	○第１回霧島市都市計画審議会 ・霧島市景観計画の変更について
11 月 11 日	○第２回霧島市景観審議会 ・景観条例の改正と景観計画の変更について

１２．用語の説明　（本文中に「＊」マークのついている用語の解説）

【あ行】

●上野原遺跡

国分上野原テクノパーク(工業団地)建設に先立つ発掘調査で見つかった縄文時代早期前葉(約9,500 年前)から弥生時代までの遺跡。集落には、竪穴住居跡 52 軒、石蒸料理の施設と考えられている集石が 39 基、燻製を作ったと思われる連穴土坑が 16 基見つかり、その他土器や石器などが出土した。国指定史跡。

●大隅横川駅

ＪＲ肥薩線の駅で、明治 36 年に開業し、戦前、戦後を通じて栄えたが、現在は無人化されている。駅舎は、当時の造りを色濃く残す木造建物で、ホームの柱には戦時中の生々しい機銃掃射の弾痕が残っている。同時期に開業した嘉例川駅駅舎とともに国の登録有形文化財となっている。

●屋外広告物

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

【か行】

●旧田中家別邸

田中省三が郷里の福山に建てた別荘で、敷地は、約 1,320 坪あり、別邸の東南に位置する庭園は、灯籠や樹木、巨石を並べた池水式庭園である。別邸は「旧田中家別邸附棟札一枚」という名称で県の有形文化財（建造物）に、庭園は市の名勝に指定されている。

●金山橋

久留味川に架かる迫持ち式（アーチ）の石橋。明治 12 年頃、島津氏が山ヶ野金山の金鉱を運搬するために、加治木舌出しを起点とした道路を開き、布越下の井出向の橋を金山橋（第一橋）、溝辺町有川大王橋を金山橋（第二橋）、上牟田橋を金山橋（第三橋）と命名したもの。第三橋は市指定有形文化財。

●嘉例川駅

ＪＲ肥薩線の駅で、明治 36 年の開業当時の姿を色濃く残す木造駅舎が特徴。現在は無人駅となっているが、同時期に開業した大隅横川駅駅舎とともに国の登録有形文化財となっている。

●霧島の大茶樹

江戸時代初期寛永年間（約 380 年前）に植えられた茶樹（昭和 20 年国の天然記念物として指定）を明治終わりごろに挿し木したもので、県内で最古・最大のものといわれている。市の天然記念物。

●景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律（平成 17 年 6 月全面施行）。

都道府県、指定都市等又は都道府県知事と協議して景観行政をつかさどる景観行政団体（市町村）は景観計画を策定するものとし、住民等は景観計画の提案をすることができる。

霧島市は平成 18 年 12 月に景観行政団体となっている。

●工業系市街地

まちの景域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域又は工業地域の区域。

●国土利用計画

国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、市町村の区域について定める国土の利用に関する計画で、市町村における土地利用に関する行政の指針となるもの。霧島市では平成 21 年 3 月に策定。

【さ行】

●ジオパーク

科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園。火山や活断層でできた特色ある地形などを「地質遺産」として保護し、地学教育や観光に生かす仕組みが整った地域を指す。

●商業系市街地

まちの景域のうち、次に掲げる区域。

・都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は商業地域の区域。

・用途地域の指定のない区域のうち、容積率及び建ぺい率の規制値がそれぞれ 300%及び 70%となっている地域。

●住居系市街地

まちの景域のうち、商業系市街地及び工業系市街地以外の区域。

【た行】

●高座神社の社そう

城山公園の北東部の山腹に位置する高座神社の社そう（神社の森）で、ナギとイチイガシの両巨木が自生しており、ナギは樹齢 800 年以上、イチイガシは樹齢 300 年以上といわれている。県の天然記念物。

●つぼ畑

酢を醸造する過程における原料を仕込んだつぼが屋外に大量に並べられた様子を畑に見立てた呼称。

●天孫降臨神話

天照大神（アマテラスオオミカミ）の神勅を受けて、孫神ニニギノミコトが、高天原（タカマガハラ）から高千穂峰に降り立ったとされる神話。

【は行】

●ハレの景観

祭礼・行事のときに見られる非日常的な景観や風景。

●福山のイチョウ

宮浦宮境内に並び立つイチョウで、神武天皇ご東征前の仮の宮居であったことを記念して植えられたと伝えられている。県の天然記念物。

【ま行】

●街なみ環境整備事業

生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民等が住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する事業に対して助成を行う事業。

●マンセル表色系

アメリカの画家、・美術教育者の A.マンセルにより 1905 年に提唱された色彩の表記法。1943 年にアメリカ光学会が視感評価実験によって修正したものが、現在のマンセル表色系の基礎となっている。色彩を定量的に表す国際的な尺度で、日本では JIS Z 8721（三属性による色の表示方法）として規格化されている。マンセル色体系、マンセル・カラー・システム、マンセル・システムともいう。

自然への畏敬

“個”の魅力の活用

身近な暮らしの環境づくり

［写真（上から）］
◇方針１　霧島市固有の大地の美しさを感じられる景観
／霧島連山を望む里
◇方針２　自然と調和した心地よさを感じられる魅力ある市街地景観／桜島を望む国分市街地
◇方針３　豊かさと温もりを感じられる色彩豊かな景観
／茶畑が見せる緑の大地
◇方針４　歴史・文化を未来へつなぐ景観
／隼人の初午祭
◇方針５　住民や地域が主体となった景観形成
／錦江湾クリーンアップ作戦の様子

霧島市　建設部　都市計画課
〒899-4394
鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号
TEL：0995-64-0908　FAX：0995-47-1441